

## あいち行革プラン2020

本県は、これまで、累次の行革大綱に基づき、積極的に行財政改革に取り組んできたところですが、引き続き、不断の行財政改革に取り組み、「日本一元気な愛知」づくりを推進する行財政運営を実現するため、2019年12月に「あいち行革プラン2020」を策定しました。

また、2022年12月には、プラン策定後の環境変化を踏まえて取組を追加・充実した「後半期の取組」を取りまとめました。引き続き、全庁を挙げて一層強力かつ速やかに行財政改革を推進し、「スピーディーでしなやかな県庁」へ進化させていきます。

なお、「あいち行革プラン2020」の計画期間は2024年度までとなっていることから、本年度中に次期行革大綱を策定し、プラン終了後も引き続き行財政改革に全力で取り組んでいくこととしています。

## 概 要

### 1 名称 あいち行革プラン2020

### 2 計画期間 5年間(2020～2024年度)

### 3 改革の目標

「日本一元気な愛知」づくりを支える行財政運営の実現

「あいちビジョン」に基づく地域づくりを切れ目なく下支えし、「日本一元気な愛知」づくりを推進する行財政運営を実現する。

### 4 改革の視点 一環境変化に対応するための3つの"S"

- ① Speedy ～現地・現物・現場目線の取組～
- ② Smart ～効率的な経営資源の活用～
- ③ Sustainable ～持続可能な行財政運営～

### 5 3つの改革の視点を支える基盤

3つの改革の視点に基づく改革を推進し、今後の地域をリードする県庁づくりを支えていく基盤となるのは「人財」であり、改革の推進を通じて、更なる「人財力」の強化に取り組んでいく。

### 6 「あいち行革プラン2020」において目指す県庁の姿

「人財力」の強化を進めながら、「スピーディーな組織」づくりに取り組むことにより、「しなやか県庁」を「スピーディーでしなやかな県庁」へ進化させる。

### 7 主要取組事項 9本の柱

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 事務事業の合理化と行政サービスの向上 | (6) 地方分権と自治体間の連携の推進          |
| (2) 県有資産の活用            | (7) NPOや国内外の大学・企業等との連携・協働の推進 |
| (3) 人材の育成・活用と働き方改革の推進  | (8) 公営企業や第三セクター等の健全な経営の推進    |
| (4) 組織の活性化と適正な人員配置     | (9) 健全で持続可能な財政基盤の確立          |
| (5) 民間活力の活用            |                              |

### 8 進捗管理

プランが目指す姿及び3つの改革の視点を踏まえた取組がどの程度達成されているかを表す30の「進捗管理指標」を設定し、毎年度、進捗状況を把握・公表しながら、223項目(※)の個別取組事項の具体化・実現を図っていく。

※当初策定時の173項目に、後半期の取組で追加した50項目を加えた個別取組事項数

### 9 後半期の取組の視点

- ① ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- ② DX推進の取組
- ③ 新規施策、環境変化等への対応

## ■健全で持続可能な財政基盤の確立

2015年度当初予算以降、臨時的・緊急避難的措置である「基金からの繰入運用」を行わない予算編成を実現しながら、県債残高の縮減、基金残高の確保など、財政健全化に向けた取組について、着実に歩みを進めてきましたが、依然として多額の基金取崩しに依存する予算編成は継続しており、その道のりは半ばとなっています。

また、義務的経費のうち、医療・介護・子育てなどの扶助費については、2025年にかけて団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることに加え、子ども・子育て支援の強化などに伴い大きく増加することから、今後も、県財政は厳しい状況が継続することが見込まれます。

このため、引き続き、財源の確保や歳出の見直しに取り組むとともに、中期的な視点に立った規律ある財政運営を徹底し、将来にわたって、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでいくことが必要です。

あいち行革プラン2020では、「健全で持続可能な財政基盤の確立」を主要取組事項(9本の柱)の一つに位置づけ、以下の4つの数値目標を設定し、計画的に取組を進めています。

### ～数値目標を設定した財政関連の進捗管理指標～

進捗管理指標	数値目標
基金繰入運用額	臨時的・緊急避難的措置である基金からの繰入運用(当初予算時点)を行わない予算編成を毎年度継続する。
健全化判断比率 (健全化判断比率の状況については34頁を参照)	地方財政健全化法に基づく財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を早期健全化基準未満に維持する。
通常の県債の実質的な残高 (県債残高については5頁を参照)	減債基金(満期一括償還分)への積立額を除く「通常の県債の実質的な残高」について、2019年度決算の水準を超えることのないように努める。
行革効果額	2020年度から2024年度までの5年間で計180億円(※)以上の行革効果額を確保する。 ※「後半期の取組」による新たな数値目標